

令和 2 年 8 月 5 日
内閣府（防災担当）

「令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令」 について

令和 2 年 7 月豪雨による災害を「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「大規模災害復興法」という。）」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」として指定する政令が 7 月 31 日（金）閣議決定され、本日（8 月 5 日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

I 政令の概要

本政令において、令和 2 年 7 月豪雨による災害を、大規模災害復興法第 2 条第 9 号に規定する非常災害として指定することにより、当該災害によって被害を受けた都道府県や市町村等が、災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請した場合、国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できるようになります。

II スケジュール

7 月 31 日（金） 閣議決定
8 月 5 日（水） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付 大嶽、石井
03-5253-2111（代表、内線 51385・51386） 03-3593-2847（直通）

政令第二百三十四号

令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和二年七月豪雨による災害を指定する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。